

火災や風水害で被害を受けた方へ

火災・風水害などで被害を受けた方は、「罹災証明書」を区役所等の担当窓口へ提出することなどにより、次のような救済・支援制度等を受けることができます。詳しくは担当窓口へお問合せください。

◇罹災証明書発行手続き

火事・風水害・地震等の被害にあった際に、救済・支援制度等を受けるには「罹災証明」が必要な場合があります。申請の際は事前に担当課へお問い合わせください。（発行は無料です。）

項目	担当課	電話番号	対象	内容	手続き
罹災証明書	緑区役所 (火災以外の災害)	930-2208	罹災証明書は、火災や自然災害によって生じた被害(家屋の損壊や床上浸水等)に関する証明書です	災害により受けた被害程度が記入された証明書です	※申請の際は事前にお問合せください。
	緑消防署 (火災・消火損)	932-0119			

※消防署で実施していた風水害(火災を除く)による罹災証明書の発行業務は、令和2年4月1日より区役所で実施しています。

◇緑区役所で手続きするもの

項目	担当課	電話番号	対象	内容	手続き
固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の減免	税務課家屋担当 (3階34番)	930-2274	家屋等の損害が1/10以上	被害の程度に応じて税額を減免します	詳しくは担当窓口へお問合せください
	税務課土地担当 (3階34番)	930-2268	地すべり・がけ崩れ等により損害を受けた方 農地で年間収穫高が2/10以上減少した方		
市県民税の減免	税務課 市民税担当 (3階35番)	930-2261	住宅又は家財の滅失・き損が3/10以上 但し保険金等で補填された額を除く		
市税の徴収猶予	税務課収納担当 (3階31番)	930-2288	一時に納付・納入することが困難な方	市税の徴収を猶予される場合があります	
国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の保険料の減免	保険年金課 保険係 (2階26番)	930-2342	風水害、火災、震災等により、家屋等の資産が20%以上の被害を受けた方	被害の程度に応じて保険料を減免します	
国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の保険料の徴収猶予			風水害、火災、震災等の被害を受ける等して、一時に納付することができない方	保険料の徴収を猶予される場合があります	
国民健康保険の一部負担金の減免	保険年金課 保険係 (2階26番)	930-2342	半壊半焼以上	一定期間、入院費用の一部負担金(支払前に限る)が免除されます。	
後期高齢者医療制度の一部負担金の減免			家屋等の損害額がその価値の3/10以上で、かつ収入が一定以下の世帯	一定期間、医療費の一部負担金が減免されます。	
介護保険の利用者負担額の減免			半壊半焼以上	一定期間、介護保険の利用者負担額が免除されます。	
国民年金保険料の免除	保険年金課 国民年金係 (2階28番)	930-2337	財産価格のおおむね1/2以上の損害	災害により住宅、家財、その他の財産に被害を受けた時に保険料を免除します	
障害福祉サービスの利用者負担を一定期間免除	高齢・障害支援課 障害者支援担当 (1階14番)	930-2433	半焼・半壊以上の被害を受けた世帯に属する、障害福祉サービスを利用している方等	利用者負担額が一定期間減免される場合があります	
保育所保育料の減免	こども家庭支援課 (1階12番)	930-2331	半焼・半壊以上、床上浸水	保育料を一定期間、免除します	
消毒の支援	生活衛生課 環境衛生係 (3階37番)	930-2368	床上・床下浸水した世帯	消毒方法等のご相談をお受けします	

◇その他官公庁で取り扱うもの

項目	担当課	電話番号	対象	内容	手続き
一般廃棄物処理手数料の減免	資源循環局 緑事務所	983-7611	火災・自然災害等	火災等により生じた廃棄物を被災者自ら施設に搬入する場合、廃棄物処理手数料のみを減免します	事前に申請手続きが必要です。申請の際に罹災証明書を添付してください
市営住宅の一時使用	建築局 市営住宅課	671-2923		市営住宅の一時無料利用制度です	罹災証明書・住民票が必要です。詳しくは担当窓口へお問合せください。
水道料金の減免	水道局お客様サービスセンター	847-6262		9月3日の大雨、台風15号、19号及び21号の影響で被害があった世帯や事業所等を対象として、従来の要件を変更し水道料金等の特別減免措置を行います。	詳しくは担当窓口へお問合せください
中小企業の経営に関する相談	経済局金融課	671-2592		中小企業の経営、融資などの各種相談をお受けします。	
雑損控除	緑税務署	972-7771		所得税の全部または一部を軽減することができます	
県税の軽減(個人事業税・不動産取得税)	緑県税事務所	973-1911		全部または一部を軽減することができます	
自動車税の軽減	自動車税管理事務所	716-2111			

◇その他(見舞金等)

項目	担当課	電話番号	対象	内容	手続き
見舞金等	福祉保健課 (3階39番)	930-2328	火災・自然災害等	一定の被害を受けた方(被害の状況を調査し、対象者を認定)には、見舞金等をお渡します	詳しくは担当窓口へお問合せください
	緑区 社会福祉協議会※	931-2478			
災害援護金	緑区 社会福祉協議会	931-2478	低所得世帯(収入基準あり)	災害で住居、家財、生活用品を失った場合に資金貸付を行います	罹災の翌月から6か月以内に、罹災証明書・必要経費の見積書を添付し提出してください。(収入基準や申込方法については事前に担当窓口におたずねください。)

※被災した際に死亡や重傷など人的被害があったときは、弔慰金または見舞金が交付される場合がありますので、おたずねください。

★その他、被災者支援に関する各種制度があります。詳しくは横浜市 被災者支援に関する各種制度の概要

(アドレス: <http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/sienseido/>) をご確認ください。

作成所管課: 緑区役所 総務課 930-2208